

○登録免許税はどのような方法で納付しなければならないのですか？

(情報番号 1 3 1 3 全 1 頁)

登録免許税は、原則として現金で納付することになります。

また、オンライン申請の場合には電子納付することができます。

登記を受ける場合は、登録免許税の額に相当する金額を銀行等に納付し、その納付に係る領収証書を当該登記の申請書に貼り付けて登記所に提出してください。

登録免許税の額が 30,000 円以下であるなどの場合には、その登録免許税の額に相当する金額の収入印紙を当該登記の申請書に貼り付けて登記所に提出することも認められています。

登録免許税の納付方法の詳細については、最寄りの法務局又は地方法務局にお尋ねください。